

# 岐 阜 県 公 報

第 五 百 十 号  
令 和 六 年 七 月 十 六 日

( 火 曜 日 )

## 目 次

告 示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

( 森 林 保 全 課 ) 三〇<sup>ハ</sup>五

公 示

土地改良区の定款の変更認可

( 西 濃 農 林 事 務 所 ) 三〇 六

## 告 示

岐阜県告示第三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和六年七月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
加茂郡白川町上佐見字黒谷六六四、六六七六から六六七九まで、字立山洞六八四七から六八五二まで、六八五三の一、六八五三の三、六八五四の一、六八五四の二、六八五五、字山神洞六八五六、字総林六九二四、六九二五
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

岐 阜 県 公 報

毎 週

( 火 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( 時 刻 は 翌 日 )

令 和 六 年 七 月 十 六 日

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年七月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
揖斐川以東用水利土地改良区	令和六・七・四

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年七月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
中須川土地改良区	令和六・七・四

令和六年七月十六日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号

岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社